

議第263号から議第274号まで

指定管理者の指定について（子ども若者はぐくみ局関係）

指定管理者を次のように指定する。

令和4年11月25日提出

京都市長 門川 大作

議案番号	公の施設の名称	指定管理者	指定期間
263	京都市上京児童館	京都市下京区西木屋町通上ノ口 上る梅湊町83番地の1 社会福祉法人京都市社会福 祉協議会	令和5年4月1 日から令和10年 3月31日まで
264	京都市高野児童館	同 上	同 上
265	京都市修徳児童館	京都市中京区壬生御所ノ内町39 番地の5 社会福祉法人京都福祉サー ビス協会	同 上
266	京都市吉祥院児童館	京都市南区久世川原町79番地 社会福祉法人清和園	同 上
267	京都市久世西児童館	同 上	同 上
268	京都市葛野児童館	京都市下京区西木屋町通上ノ口 上る梅湊町83番地の1 社会福祉法人京都市社会福 祉協議会	同 上
269	京都市西京児童館	同 上	同 上
270	京都市伏見板橋児童館	京都市伏見区深草泓ノ壺町37番 地の1 社会福祉法人フジの会	同 上

271	京都市藤城児童館	京都市右京区嵯峨大覚寺門前六道町12番地 社会福祉法人健光園	同 上
272	京都市児童療育センター（児童発達支援センターの用に供する部分に限る。）	京都市左京区下鴨北野々神町26番地 社会福祉法人京都総合福祉協会	令和5年4月1日から令和9年3月31日まで
273	京都市児童療育センター（児童発達支援センターの用に供する部分を除く。）	京都市伏見区深草大亀谷東古御香町59番地及び60番地 社会福祉法人京都老人福祉協会	同 上
274	京都市中央青少年活動センター（京都市北青少年活動センター、京都市東山青少年活動センター、京都市山科青少年活動センター、京都市下京青少年活動センター、京都市南青少年活動センター及び京都市伏見青少年活動センターを含む。）	京都市中京区東洞院通六角下る御射山町262番地 公益財団法人京都市ユースサービス協会	同 上

提案理由

京都市上京児童館ほか10施設の管理を行わせるため、指定管理者を指定する必要があるので提案する。